

令和6年度渋川市地域おこし協力隊（インバウンド観光振興）募集要項

雇用関係の有無	なし
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) SNS等を活用したインバウンド向け情報発信 (2) 伊香保温泉石段街を中心としたインバウンド向けガイド (3) インバウンド向けの体験観光商品の造成や催行 (4) その他渋川市の観光振興に資する業務
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年4月1日時点で、年齢20歳以上45歳未満の方 (2) 指定する期間に3週間程度インターンシップに参加出来る方 (3) 次のア、イのいずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ア 三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域または指定地域を有していない市町村をいう。）に現に住所を有する方で、渋川市に生活の拠点を移し、委嘱後すみやかに住民票を異動できる方 <ul style="list-style-type: none"> 加えて、日本国籍を有する方で、中国語圏または英語圏の人に対しコミュニケーションを取ることができるレベルの中国語または英語を話すことができる方 イ 永住権または在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得しており、日本語能力試験N2以上の認定を受けている中国語圏または英語圏の国籍を有する方で、委嘱後、渋川市に生活拠点を移し、住民登録をすることに了承する方（日本在住の方は、加えて三大都市圏をはじめとする都市地域に現に住所を有する方。） <ul style="list-style-type: none"> なお、委嘱を受ける前に既に住民登録し、市内に定住・定着している方を除きます。 (4) 日本国内で有効な普通自動車運転免許を有する方または、着任の日までに日本国内で有効な普通自動車運転免許を取得できる方で、実際に運転ができる方。活動の際には、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上の任意保険に加入した自家用車をご用意ください。 (5) パソコン（Officeソフト）の操作ができ、中国語または英語でインターネットやSNS等を活用した情報発信ができる方 (6) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方

	(7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方
募集人数	2人
活動拠点	渋川市役所第二庁舎観光課執務室等
活動時間	午前9時～午後5時30分(週42時間、年240日の範囲内) ※始業・終業・活動時間が変動する場合あり ※土日、祝日に活動する場合あり
任用形態・任期	(1) 地域おこし協力隊として市長が委嘱します。 (2) 渋川市との雇用関係はありません。 ※活動に支障のない範囲において、兼業を認めます(事前に届出が必要です) (3) 隊員の任期は1年とし、活動内容や成果等を検証し、最長で委嘱の日から3年間継続可能です。ただし、年度途中で委嘱された場合は、当該年度の3月31日までを任期とし、翌年度以降は、原則として年度単位で延長できるものとします。 (4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。
報償費	年間320万円を上限とし、日額13,300円を勤務日数で乗じた額から所得税を差し引いた額を、毎月末締め翌月20日に支払います。 月額約266,000円(参考 20日間勤務の場合)
待遇・福利厚生	(1) 活動を行うための費用を、活動費として報償とは別に、年間200万円を上限に支給します。なお、支給対象の例は、下記のとおりです。 ア 住居及び駐車場の賃借料 イ 車両の借上料及び燃料費 ウ 情報機器の借上料 エ 活動旅費 オ 活動にかかる消耗品費 (2) 活動費の対象とならない費用の例は、下記のとおりです。 ア 住居の火災保険、引っ越し費用、光熱水費、自治会費等 イ 自家用車の購入費用及び任意保険加入費用 ウ 国民健康保険料、国民年金等の社会保険料の支払い (3) その他、活動に必要な費用については、観光課と協議の上、予算の範囲内で市が用意します。

特に求める人物像	<p>(1) 活動期間終了後も渋川市に定住する意思のある方</p> <p>(2) 心身ともに健康で、地域になじむ意思があり、誠実に活動を行うことができる方</p>
申 込 書 類	履歴書（市販のものに写真貼付）、運転免許証のコピー、住民票抄本（日本国籍または日本在住の方）、作文（外国人観光客から見た渋川市や伊香保温泉の魅力及び地域おこしに対する意気込みについて／形式・文字数不問）
申込・問い合わせ	<p>申込書類を次の窓口へ郵送、E-mail 又はご持参ください。 （ご持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日等閉庁日の受付はできませんので、ご注意ください。）</p> <p>なお、E-mail の場合は、データを 5 MB 以下にして送信してください。</p> <p>〒377-8501 群馬県渋川市石原 8 0 番地 渋川市 産業観光部 観光課 観光振興係 電話 0279-22-2873 FAX 0279-22-2132 E-mail kankou@city.shibukawa.gunma.jp</p>
申 込 受 付 期 間	令和 6 年 6 月 3 日～令和 6 年 7 月 1 9 日
審 査 方 法	<p>(1) 第 1 次選考（書類選考） 書類選考の上、結果を文書で通知します。</p> <p>(2) 第 2 次選考（面接） 第 1 次選考の合格者を対象に対面またはオンラインで面接試験を行います。詳細については、第 1 次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、実施日は 8 月 7 日から 8 月 9 日を予定しています。また、選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。</p> <p>(3) インターンシップ 3 週間程度地域おこし協力隊が行う活動を体験します。インターンシップ期間初日に渋川市役所で面談を行います。なお、9 月 1 0 日からの平日を予定しています。インターンシップ終了後に、日額 1 2, 0 0 0 円を一括で支払う予定です。</p> <p>(4) 意向確認 インターンシップ最終日に渋川市の地域おこし協力隊として最長 3 年間活動する希望があるか意向確認を行います。</p> <p>(5) 最終選考結果の報告 最終結果（内定）は第 2 次選考終了後に文書で通知します。</p>

	<p>(6) 着任(委嘱)</p> <p>着任日は合格者と調整の上、決定します。</p> <p><u>※住民票の移動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。</u></p>
--	--

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者